

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)													
	(○) 単独の判断	() 団体による判断												
<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上警報(風、霧等)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>出航地の波高</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の風速</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の視程</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 落雷のおそれがあるとき 事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき その他 () 	出航地の波高	3	m以上	出航地の風速	10	m以上	出航地の視程	500	m未満	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>①出航中止を判断する団体名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>②上記団体の代表者、連絡先</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 100px;">代表者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> </table> <p>③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり</p> <p>④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり</p>	代表者		連絡先	
出航地の波高	3	m以上												
出航地の風速	10	m以上												
出航地の視程	500	m未満												
代表者														
連絡先														
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令 利用者に急病人やケガ人が出たとき <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>漁場における波高</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における風速</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における視程</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 落雷のおそれがあるとき 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき その他 () 		漁場における波高	3	m以上	漁場における風速	10	m以上	漁場における視程	500	m未満			
漁場における波高	3	m以上												
漁場における風速	10	m以上												
漁場における視程	500	m未満												

登録番号	鹿児島県知事第2191号	氏名又は名称	株式会社カーシティー南九州		
作成日	R6/2/19	変更日	1: / /	2: / /	3: / /